新宮市規則第30号

新宮市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

新宮市長　上田　勝之

新宮市規則第30号

新宮市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市重度心身障害児者医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年９月30日

新宮市長　上田　勝之

新宮市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則（平成17年新宮市規則第76号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（支払及び給付方法） 第４条　略 ２　条例第５条第２項の規定により市長が対象者に代わり医療機関等に支払う費用の交付を受けようとする医療機関等は、国民健康保険及び後期高齢者医療の支給に係る請求については和歌山県国民健康保険団体連合会を経由し、社会保険各法の支給に係る請求については**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構**を経由し市長に請求しなければならない。	（支払及び給付方法） 第４条　略 ２　条例第５条第２項の規定により市長が対象者に代わり医療機関等に支払う費用の交付を受けようとする医療機関等は、国民健康保険及び後期高齢者医療の支給に係る請求については和歌山県国民健康保険団体連合会を経由し、社会保険各法の支給に係る請求については**和歌山県社会保険診療報酬支払基金**を経由し市長に請求しなければならない。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。